

平成 26 年度第 1 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(建設局, 住宅都市局, みなと総局, 交通局, (一財)神戸すまいまちづくり公社, 神戸港埠頭(株))

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
ア 公園の排水溝・桟の上蓋の設計 本工事は、兵庫区における公園改修工事である。 本市では、公園におけるバリアフリー化として、神戸市都市公園条例及び神戸市バリアフリー公園整備マニュアルに基づき、公園の出入口等から主要な公園施設等を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路を「移動等円滑化園路」と定め、車いす使用者の通行に支障となる段差の解消、手すりや視覚障がい者誘導用ブロックの設置及び排水溝・桟の上蓋の改良等を実施することで「誰もが使いやすい公園づくり」を目指している。 同マニュアルに基づき、移動等円滑化園路にある排水溝・桟の上蓋について、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、すべりにくい表面とするなど高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とすべきであったが、一部で実施されていなかった。 同マニュアルに基づき適切に設計・整備すべきである。 (建設局中部建設事務所) [No.13 中部管内公園施設改修工事(その3)]	 設計段階において、図上の確認あるいは現地調査における現況把握が不十分であったことが原因であるため、設計段階において、バリアフリーマニュアルの内容の確認とともに、複数の視点での確認を徹底する。 また、今後はこのようなことがないように、平成 26 年 9 月 11 日に所内で係内会議を開催し、バリアフリーの基準の確認を行うなど職員に周知徹底した。 なお、本町公園については、平成 26 年 10 月 17 日に桟の上蓋を細目のものに取り替えた。	 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ア 小学校校舎新築工事の積算 本工事は、西区における小学校の新築工事である。 工事の積算においては、資材の数量及び単価は設計図面をもとに算出することとしており、施工内容や施工方法、現場の条件等を適切に反映する必要がある。 しかし、本工事では、下記のような違算があった。 施工内容や現場条件を把握し適切に積算すべきである。 1) コンクリートの強度については、打設時の平均気温によって温度補正を行うことが標準仕様書で定められているが、積算の際に誤った補正に基づく単価を採用したため、過大となっていた。 2) 設計図面では体育館の舞台吊物機構は本工事に含まれていたが、積算で計上していなかったため、過小となっていた。 (一財)神戸すまいまちづくり公社 施設整備部都市整備課 [No.80 (仮称)西第 29 小学校校舎新築工事]	 今後は、研修などを通じてさらに十分に議論し、適切な積算となる様に努める。 1) 及び 2) について、平成 26 年 8 月 21 日と 9 月 18 日の建築合同係会議において、違算の内容を周知するとともに、原因等について議論を行った。 その中で、違算を無くするために積算チェックリストを活用すること、積算にも配慮した設計図書の作成を行うようコンサルタントを指導すること等を確認した。	 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 イ 旅客船ターミナル改修工事の積算 本工事は、中央区における旅客船ターミナルの改修工事である。 工事の積算においては、資材の数量及び単価は設計図面をもとに算出することとしており、施工内容や施工方法、現場の条件等を適切に反映する必要がある。 しかし、本工事では、下記のような違算があった。 施工内容や現場条件を把握し適切に積算すべきである。 1) 駐車場のアスファルト舗装の撤去・再整備の積算において、アスファルト舗装取壊しの数量を誤ったため、過大となっていた。 2) アスファルト舗装を撤去した後のアスファルトがらの運搬費・処分費を計上していなかったため、過小となっていた。 3) 機器更新工事において製造者から調査価格書を徴集したが、調査価格を比較する際に誤った金額を記載したため機器の採用単価が過小となっていた。 (みなと総局技術部工務課) [No.51 ポートターミナル大規模改修工事]	1) については積算の際に単位を取り違い、2) については入力段階で入力を漏らし、3) については比較表に価格を入力した際に誤って記入したものであり、いずれも照査の際にも見落とすといった単純なミスが重なったことが原因である。 今後同様の事象が発生しないように、局内の技術職員を対象に研修を実施して周知徹底した。 (平成 26 年 10 月 9 日, 10 日, 15 日) また、3) について、設計図書照査記録の見直しを平成 26 年 8 月に行い、チェックポイントを設備工事に適応した内容に充実させた。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ウ 共通仮設費の対象額の算定 本工事は、ポートアイランド（第２期）におけるコンテナ専用通路を延伸整備する工事である。 「神戸市土木工事標準積算基準書」では、共通仮設費の率計算による額を算定する際の対象額の算定方法が定められている。 しかし、本工事ではその対象額を算定する際に、一部の材料費について基準書と異なる取扱いをし対象額に含めていなかったため、過小となっていた。 基準書に基づき、適切に積算すべきである。 (神戸港埠頭(株)技術企画部計画調整課) [No.92 ポートアイランド(第２期)コンテナ専用通路延伸工事]	・関係社員への周知徹底 今後、同様の事例が起こらないよう、課内会議において当社常務が課長意見交換時の資料を用いて指摘内容を説明し、再発防止を周知徹底した。 (平成 26 年 9 月 9 日, 9 月 11 日) ・研修への参加 平成 26 年 7 月 25 日に開催された神戸市の「土木積算実務研修(共通・土木一般工事編)」に技術社員 1 名が、また、平成 26 年 11 月 7 日に開催された「技術職員研修(共通)」に技術社員 2 名が参加し、積算技術の向上を図った。 ・新規発注工事への指摘事項の反映 今回の指摘を受けて、平成 26 年 9 月発注の「ポートアイランド(第２期)コンテナ専用通路出口整備工事」において、プレキャスト防護柵の材料費を基準書に基づき共通仮設費の対象として適切に積算を行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 エ 間接工事費の補正 「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の算定は、工種区分に従って所定の率計算による額に必要に応じ積み上げて計算する額を加算して行うこととしており、この工種区分に従った率計算による額を算出する際には、施工地域、工事場所を考慮した補正を行うこととしている。 しかし、以下の工事では施工区域が国際戦略港湾である神戸港内であったにもかかわらず、国土交通省の「港湾土木請負工事積算基準」に基づく補正が行われていなかったため過小となっていた。 施工地域、工事場所を十分確認し、適切に積算すべきである。 （みなと総局神戸港管理事務所工務課） [No.41 新港第1突堤及びポートアイランド地区物揚場・護岸改修工事] （みなと総局技術部工務課） [No.46 神戸空港地盤改良その他整備工事]	国土交通省の「港湾土木請負工事積算基準」に基づく補正は、大型コンテナ船が輻輳するなど複雑な工事調整を要する国際戦略港湾における工事について、市街地と同等の間接工事費の補正を行うこととしている。 一方、神戸市の「土木工事標準積算基準書」においても、工種区分として港湾工事を選択する場合は、現場条件に関わらず一律に同補正を行うことを規定している。 今回、指摘を受けた工事は、複雑な工事調整を必要としない施工地域、工事場所において実施する工事であったため、港湾工事であっても間接工事費に同補正を行う必要がないと判断したことが原因である。 監査の指摘を受けて、局内の技術職員を対象に研修を実施して、「港湾土木請負工事積算基準」に基づく補正について周知徹底した。 （平成26年10月9日、10日、15日）	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約 ア 下請負人届の提出 「神戸市工事請負契約約款」によれば、請負人は下請負人を決定したときは、直ちに本市にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならないとされている。 この規定に基づく下請負人届は、当初・変更・最終があり、工事中に下請負人の追加・変更などがあった場合には速やかに変更の届を提出することとされている。 しかし、以下の工事では下請負人が追加されていたが、その一部について変更の届が提出されていなかった。 約款に基づき提出するよう、請負人を適切に指導すべきである。 (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.45 港湾幹線道路遮音壁改良工事(その2)] (みなと総局技術部西神整備事務所) [No.47 神戸複合産業団地区画道路 15 号線整備工事] [No.48 東平山公園整備工事]	請負人から下請負人の変更に伴う施工体制台帳が提出された際に、請負人が契約監理課へ提出する下請負人届の内容及び提出の履行確認を十分に行わなかったことが原因である。 今後の再発防止を図るために、監督員が施工体制台帳を請負人から受け取る際には、施工プロセスのチェックリストによる確認の徹底を図るように、局内の技術職員を対象に研修を実施して、周知徹底した。 (平成 26 年 10 月 9 日, 10 日, 15 日)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
イ 製造その他請負契約約款の徹底 本業務は、須磨区の地下鉄車両基地のクレーンの更新を行うものである。 「製造その他請負契約約款」では、「請負人は本市の書面による事前の承諾なくして、この契約の一部を他人に履行させてはならない」と定められている。 しかし、本業務において下請負人に契約の一部を履行させていたにもかかわらず書面による事前の承諾がなかった。 約款に基づき適切に契約を履行するよう請負人を指導すべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課) [No.72 名谷車両基地屋外橋形走行クレーン更新]	請負人が事前に承諾願を提出することを失念したこと、また当局も業務計画書では確認していたが、約款を十分に把握していなかった事が原因である。 今後は、請負人への指導を徹底するとともに、契約約款の確認の徹底を行う。 本件については、平成 26 年 7 月 8 日の係会議及び 8 月 6 日の課内会議で係員に周知した。 また、その後の発注業務からは、業務の提出書類として「下請負人に一部業務を履行させる場合には書類を提出する」旨の表記を発注仕様書に記載し、請負人に対しても周知した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ア 建設リサイクル法の通知 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 11 条では，地方公共団体が発注する工事で，特定建設資材（コンクリート，アスファルト・コンクリート，木材）を使用若しくは排出する工事については，発注者が工事着手前に必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならないとされている。 しかし，以下の工事では適正に通知されていなかった。 法令を遵守し適正に処理すべきである。 ① 西区における公園整備工事において，工事完成後に通知していたもの （みなと総局技術部工務課） [No.48 東平山公園整備工事] ② 中央区における旅客船ターミナルの改修工事において，工事着手後に通知していたもの （みなと総局技術部工務課） [No.51 ポートターミナル大規模改修工事]	本件は①②とも通知書を提出したものと誤認し，提出漏れとなっていたことに気付かなかったことが原因である。 今後は，工事着手前に確実に通知書を提出するようチェックリストに提出日を記載するとともに，複数で確認することなど，局内の技術職員を対象に研修を実施して，周知徹底した。 （平成 26 年 10 月 9 日，10 日，15 日）	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 イ 工事の安全管理 工事の安全管理は、作業員の安全の確保だけでなく、第三者に対する危害・迷惑の防止を目的としており、工事の管理の中で非常に重要な事項である。 しかし、工事の安全管理上、以下のような不適切な施工事例が見られた。 安全にかかる不徹底であり、必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに、請負人への指導を厳重に行うべきである。 ① 道路上の工事については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を設置しなければならないが、不十分であったもの (建設局西建設事務所) [No.11 白水2・3号公園整備工事] (建設局中部建設事務所) [No.20 中部管内街路緑化工事] (建設局東部建設事務所) [No.23 東部管内公園管理作業(その2)]	① [No. 11] 請負人の安全管理に対する意識が低かったことと、請負人に対する監督員の指導が不十分であったことが原因であるため、平成26年8月26日に請負人連絡会議を開催し、道路上での作業における安全管理についての指導を行った。 また、平成26年9月10日に係内会議及び所内会で研修を行い、職員に周知徹底した。 (建設局西建設事務所) ① [No. 20] 請負人の安全管理に対する意識が低かったことと、請負人に対する指導が十分でなかったことが原因であるため、平成26年9月11日に係内会議で研修を行い、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき、安全対策を確実に実施するよう、細心の注意を払って指導・確認を行うことを職員に周知徹底した。 (建設局中部建設事務所)	措置済 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
イ 工事の安全管理 ② 車両の通行を想定していない歩道において、路面の保護なしに作業用車両を乗り入れて作業を行っており、舗装材等が破損する恐れがあったもの (建設局西建設事務所) [No.24 西管内緑地帯・公園管理単価契約業務]	① [No. 23] 請負人の現場作業方法の事前確認が不十分であったうえに安全管理に対する意識が低かったことと、監督員の現場確認や指導が十分でなかったことが原因であるため、平成26年8月19日の係内会議において、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき、安全対策を確実に実施するよう請負人を指導するとともに、監督員による確認を徹底するよう、職員に周知徹底した。 また、平成26年8月27日の請負人連絡会議において、監督員同席のもと、今年度作業実施中の請負人に対して、安全管理についての指導を行った。 (建設局東部建設事務所) ② 請負人の歩道構造についての認識が不足しており、路面の保護に対する配慮ができていなかったことと、請負人に対する監督員の指導が十分でなかったことが原因であるため、やむを得ず歩道に車両を乗り入れる場合には、路面を養生するなど、必要な措置を適切に講じるよう、平成26年8月26日に請負人連絡会議にて指導を行った。 また、平成26年9月10日に係内会議及び所内会で研修を行い、職員に周知徹底した。	措置済 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
イ 工事の安全管理		
④ 東灘区における公園改修工事において，護岸天端上での作業の際，墜落防止の措置が講じられていなかったもの （建設局東部建設事務所） [No.12 中野北公園改修工事]	④ 請負人の安全管理に関する認識が不十分であったこと及び監督員が十分にチェックできていなかったことが原因であるため，現場状況を十分に確認したうえで，必要な安全対策措置を講じ，事故の未然防止に努めるよう，細心の注意を払って工事監督，指導を行うことを平成 26 年 8 月 19 日の係内会議において職員に周知徹底した。	措置済
⑤ 西区の小学校の機械設備工事において，エアコン室外機を校舎屋上に搬入する際に，吊り荷の下で作業を行っていたもの （（一財）神戸すまいまちづくり公社 施設整備部設備課） [No.84 （仮称）西第 29 小学校校舎新築機械設備工事]	⑤ 今後は，校舎屋上等の狭隘な場所で作業を行う場合には，より詳細な施工計画を作成させ，また今回の指摘事例を請負人に示す等により，より安全な作業を指導徹底させる事とした。 平成 26 年 8 月 27 日の課内会議で当該指摘事項を含む監査指摘事項等全般の説明・周知を行い，10 月 22 日の課内会議で再度当該指摘事項についての対応方法の周知・徹底を行った。	措置済
⑥ 灘区における摩耶ケーブル・ロープウェイ虹の駅間の連絡通路を改修する工事において，バックホウを主たる用途以外の用途に使用していたもの （（一財）神戸すまいまちづくり公社 施設整備部都市整備課） [No.79 摩耶ケーブル・ロープウェイ虹の駅間連絡通路改修工事]	⑥ 今後は，工事請負人に関係法規を順守して工事を行う様に指導を徹底し，当公社においても課内会議・係会議を通じて職員に第三者や労働者への安全管理の周知徹底を行う事とした。 なお，請負人に対しては平成 26 年 8 月 6 日に安全衛生規則等の関係法規を順守して施工を行う様に強く指導した。 また，平成 26 年 9 月 2 日の工務係会議において，関係法規を順守して施工を行う様に工事請負人を指導する事を周知徹底した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
イ 工事の安全管理 ⑦ 神戸大橋のライトアップ設備工事において、灯具取付の溶接作業時に、保護具を使用せずに作業を行っていたもの (みなと総局技術部工務課) [No.56 神戸大橋ライトアップ設備工事]	⑦ 請負人が事故防止や安全対策に関して十分認識していなかったこと、発注者としても指導が十分でなかったことが原因である。 今後の再発防止を図るために発注者としても工事の請負人に対して注意及び、今後の安全対策の対応について十分確認するよう局内の技術職員に対して研修を行い、請負人への安全管理に関する指導の周知徹底を行った。 (平成 26 年 10 月 9 日, 10 日, 15 日) 請負人に対しては、平成 26 年 9 月 16 日に安全対策の遵守について、請負人の代表者へ文書で注意するとともに、現場代理人と今後の安全対策について文書で確認した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ウ 安全訓練の実施 建設現場における事故の発生は、作業員の不注意や安全確認の不足が原因の一つである。 「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、工事中の安全対策の一環として、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修や訓練を実施し、その実施状況の報告を提出するよう定めている。 また、公園管理作業においても、管理作業の共通仕様書で、工事と同様に研修や訓練を実施し、実施状況の報告を提出するよう定めている。 しかし、以下の公園に関する工事や管理作業では安全に関する研修や訓練の実施状況に不十分なものが見られた。 安全に関する研修や訓練は事故予防のための重要な対策であることをふまえ、適切に実施されていることを確認し、必要に応じ請負人を指導すべきである。 ① 垂水区の公園改修工事及び東灘区、灘区の公園管理作業において、毎月の実施状況の報告を検査時まで提出しなければいけないところ、一部の月しか報告が提出されておらず、その他の月に実施した内容や状況が確認できなかったもの (建設局垂水建設事務所) [No.17 東霞ヶ丘公園改修工事] (建設局東部建設事務所) [No.23 東部管内公園管理作業(その2)] ② 北区の公園改修工事において、毎月の実施状況の報告が提出されていたが、下請負人の参加が確認できなかったもの (建設局北建設事務所) [No.14 鈴蘭台東町公園改修工事(その1)]	① [No.17] 請負人が安全訓練の実施・報告事項について十分に認識できていなかったこと、および監督員が十分にチェックできていなかったことが原因であるため、平成26年8月4日に所内で担当者会議を開催し、今後契約を行う工事については、請負人に対して、工期当初の顔合わせの際に安全訓練実施について指導し、適宜安全訓練の実施状況を確認するよう、職員に周知徹底した。 (建設局垂水建設事務所) ① [No.23] 請負人が安全訓練の実施・報告事項について十分に認識できていなかったこと、および監督員が十分にチェックできていなかったことが原因であるため、平成26年8月19日の係内会議において、改めて職員に周知徹底するとともに、平成26年8月27日の請負人連絡会議において、監督員同席のもと、今年度作業実施中の請負人に対して、重ねて安全訓練についての指導を行った。 (建設局東部建設事務所) ② 請負人が、安全訓練の実施について十分に認識できていなかったこと、および監督員が十分にチェックできていなかったことが原因であるため、平成26年8月1日に請負人に対して指導を行った。また、平成26年8月8日の係内会議において、改めて職員に周知徹底した。	措置済 措置済 措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望 ア 追加工事の諸経費の取り扱い（積算） 本工事は、東灘区の雨水排水ポンプ場のポンプ取替工事である。 土木工事標準積算基準書参考資料及び神戸市公共建築工事共通費積算基準では、本来一体とすべき工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額と規定されている。 しかし、後工事である本工事では共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等を算出するのに用いる経費率は前工事と一括して発注した場合の率を採用しているが、その額については一括して発注したとして算出した額から前工事の額を控除した額としていない。 本工事においても、他工種の積算基準等の規定に準じて取り扱うよう要望する。 （みなと総局技術部工務課） [No.54 魚崎浜ポンプ場1号排水ポンプ取替工事]	平成26年10月17日のプラント設備技術管理委員会において本工事の事例説明を行い、追加工事の諸経費について、他工種の積算基準等の規定に準じて取り扱うよう確認を行った。 今後は、設計図書照査記録にチェックポイントとして記載し、他工種の積算基準等の規定に順じた取扱いに統一するよう改善した。	措置済